

令和7年11月14日

関係者の皆様

愛知労働局長

個人情報の漏えいについて

このたび、愛知労働局雇用環境・均等部指導課（以下「指導課」という。）において、個人情報の漏えいが発生又は発生したおそれがある事象が生じました。

愛知労働局として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第68条第2項に基づき、下記のとおり事案の概要等をご報告させていただきます。

みなさまには、多大なるご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

愛知労働局としても個人情報の管理を徹底いたしますとともに、今後の再発防止に努めてまいります。

記

1 事案の概要

令和7年9月24日、令和2年7月2日に認定決定した際の次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合認定事業主（くるみん認定）の決裁書類一式が、所定の「一般事業主行動計画認定関係綴（2020年度）」に綴られていなかったことから、該当する行政文書ファイルを複数冊紛失したことが判明しました。

2 漏えいが発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

平成27年4月1日～令和2年10月31日までに育児休業等を取得した男性労働者及び女性労働者の氏名

3 発生原因

まず、指導課は、令和4年1月11日に庁舎移転をしており、その際、移転先の事務室内に行政文書ファイルを移動させています。

その後、現在の事務室内の書架が満杯になるたびに、隨時、移転前の庁舎の地下倉庫などにファイルを移動させていました。

行政文書ファイルは、概ね年度ごとにまとめているものの、移動先の地下倉庫等の空き状況によっては、複数の離れた書架に保管することもあり、それらの過程において紛失した可能性が高いと考えております。

4 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

愛知労働局では、課内での紛失の可能性が高い事案であり、外部に情報が漏えいする可能性が低いと考えられることから、二次被害が発生する可能性は低いと考えております。

5 本件に関する連絡先

愛知労働局雇用環境・均等部指導課

次世代育成支援対策推進法業務担当

電話 052(857)0312